

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

子どもの家庭養育推進官民協議会  
会長 鈴木 英敬



## 「家庭養育優先原則」の迅速な実現に向けた諸施策に関する提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、平成28年4月4日（養子の日）に虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援するための、全国で初めての官民連携の組織として発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

昨年は、平成28年改正児童福祉法の理念である家庭養育優先原則を具体化する「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、また本年4月からは、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が施行されるなど、子どもの最善の利益の視点に立ち、制度改革が進められていることを高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。本会としましても、家庭養育優先原則の実現に向けて、官民が連携して取り組んでまいり所存です。

つきましては、子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の迅速な実現に向けて、下記のとおり提言をしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

### ■ 総論（実効ある都道府県計画の見直しに向けた条件整備）

- ① 改正児童福祉法の理念である家庭養育優先原則の迅速な実現に向けて、各都道府県が策定要領に基づき計画を策定する際には、計画の推進を強力に後押しする国の支援策が必要不可欠である。そのため、「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づく取組を、いわゆる「骨太の方針」に位置付け、必要となる財源を確保するとともに、国による支援策を明確に示すこと。
- ② 里親制度や特別養子縁組など家庭養育推進に対する理解を広げるための啓発活動や、医療機関をはじめとした関係機関への制度啓発について、今以上に、国として積極的に展開すること。

### ■ 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

子どもの意見表明権を保障するため、児童相談所等が行う子どもの措置決定や自立支援計画等の策定時において、また、一時保護や代替養育措置中の子どもに対する定期的な面会訪問などの機会において、子どもの最善の利益を考慮して子どもの意見を効果的に代弁する代弁者（アドボケート）を育成・確保する制度を国が主体となって創設し、所要の予算措置を講ずること。

### ■ 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- ① 質の高いフォスタリング業務の実現に向け、フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む必要があるため、フォスタリング業務を担う、官民双方の職員対象の研修プログラムの開発と実施に取り組むこと。
- ② 国から新たに示されたガイドラインに基づき、各都道府県から委託を受けた民間フォスタリング機関が、安定継続的に質の高い里親養育への支援を提供できるよう、里親支援事業を見直し、フォスタリング機関に特化した予算を措置すること。  
また、里親委託児童数に合わせたソーシャルワーカーの配置、実効性のあるリクルート活動、里親への質の高い研修等が実施できるよう、十分な予算措置をすること。
- ③ ケアニーズに応じて委託費を加算できるなど里親手当等の更なる充実を図ること。

### ■ 特別養子縁組の推進

- ① 特別養子縁組の養子の上限年齢を見直し、児童福祉法上の児童の範囲と同じ18歳未満とすること。
- ② 現在は特別養子縁組の審判後の即時抗告まで実父母の同意の撤回が認められているが、もしも撤回が認められた際には、すでに養親候補者と子の間に愛着関係が生じている場合、子にとって大きな不利益が生じる。そのため、一定期間経過後は同意を撤回できない仕組みを設けること。
- ③ 実父母の確定的な同意が得られないようなケースに関しては、親子関係を終了させる手続と養親となる者との間での新たな親子関係を成立させる手続を二分し、第1段階の申立てをする者を養親候補者の負担を軽減するため児童相談所長とすること。あるいは、父母の同意権喪失審判を創設し、児童相談所長に申し立て権を付与すること。これらの見直しにより、養親となる者の負担を軽減し、特別養子縁組の活用を促進すること。
- ④ 養親および養子に対して長期的な支援を行う体制の整備、人材の育成及び財政措置を行うこと。

### ■ 一時保護について

- ① 今後公表される一時保護ガイドラインに沿って、地域に分散化した開放的で小規模な一時保護専用施設を、多くの子どもが活用できるよう、1施設あたり1箇所のみ指定している現状の通知文「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」を見直し、複数の分散した地域小規模施設も指定できるようにすること。また、一時保護実施特別加算の対象となる施設に、障害児入所施設も含めること。
- ② 児童相談所付設の既存一時保護所の小規模化に向けた施設整備については、地域分散化などにより既存一時保護所の定員を縮小する場合も含めて、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること。

### ■ 市町村の子ども家庭支援体制の構築と里親制度推進への支援

- ① 市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた支援の強化を図り、市町村の在宅支援体制を強化すること。
- ② 市町村が都道府県と連携して里親の普及啓発に取り組めるような仕組みを構築するとともに、児童相談所の設置を予定している中核市や特別区が開設前から取り組む里親制度推進に対する財政支援の仕組みを構築すること。